平成30年度京都女性起業家(アントレプレナー)支援事業 支援先募集要項(二次募集)

京都府府民生活部男女共同参画課

平成30年度京都女性起業家(アントレプレナー)支援事業で支援する女性起業家を選定するにあたり、次のとおり具体的な企画提案を募集します。

1 本事業の目的

女性活躍を推進するため、地域社会・経済の活性化に寄与する女性の起業モデルの支援 を実施する。

2 募集する企画内容

女性の視点や経験を活かした、地域社会・経済の活性化に寄与するビジネスモデル

3 応募者の資格

次のいずれの要件をも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力 団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用して いる者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする 者
- (6)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

- (7) 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導・勧告等を受け、是正が図られて いない事業者でないこと。
 - (8) 第4回~第6回のいずれかの「京都女性起業家賞(アントレプレナー賞)」に応募、 または第7回に応募を予定していること。
 - (9) 京都府内に本社又は支社が所在すること。
- 4 募集する企画の要件

次のいずれの要件をも満たす企画であること。

- (1) 女性起業家によるビジネスモデルであること
- (2) 京都府内で実施する事業であること
- (3) 事業計画や資金計画が具体的であること
- (4) 実現可能であり、継続的な発展が見込まれるものであること
- 5 実施する支援内容
 - ・専門家による経営指導、ビジネスプランのブラッシュアップ
 - ・中小企業応援隊(※)の創業支援マッチング
 - ・女性起業家のネットワーク構築交流会への参加
 - (※) 府内商工会、府内商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会、 公益財団法人京都産業21の経営支援員等で構成
- 6 募集対象者

「京都女性起業家賞(アントレプレナー賞)」応募者 (平成30年度(第7回)応募者含む)

- 7 募集事業者数
 - 3事業者程度
- 8 支援実施期間

支援決定日から平成31年3月31日まで

- 9 応募手続き
 - (1) 応募書類及び部数

応募書類:別紙「提出書類一覧」のとおり 応募部数:5部(正本1部、副本4部)

(2) 募集資料の配布

ア 配布日時

平成30年9月14日(金)から平成30年9月19日(水)まで 配布時間は平日午前9時から午後5時までとしますが、配布最終日については 正午までとします。

イ 配布場所

京都府府民生活部男女共同参画課女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進担当 (下記 応募先のとおり)

※なお、募集資料は、京都府ホームページからもダウンロードできます。

(3) 応募書類の受付

ア 受付期限

平成30年9月14日(金)から平成30年9月19日(水)まで 受付時間は午前9時から午後5時までとしますが、受付最終日については 正午までとします。

イ 提出方法

応募書類を直接持参又は郵送(当日必着)により提出してください。

ウ 応募先

京都府府民生活部男女共同参画課 京都ウィメンズベース 女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進担当

〒604-8187 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビル 8 階

電 話:075-744-6700 · 6701

F A X: 075-744-6702

電子メール: dan jokyodo@pref. kyoto. lg. jp

10 支援先の選定方法等

(1) 選定方法

応募書類の内容を基に外部有識者による意見聴取を行い、次の項目により評価して、 京都府が支援先を選定します。(必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションを 実施)

(評価項目)

- ① 市場性
- ② 成長性
- ③ 創造性

(2) 外部有識者による意見聴取

ア 日時

平成30年9月25日(火)午前11時以降で調整中

イ 場所

京都御池第一生命ビル4階 京都ウィメンズベースアカデミー (予定)

(3) 選定結果の通知

選定後、すべての応募者に対し、選定、非選定の旨を通知します。 なお、次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがあります。

- ・応募者が3の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ・応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合

11 その他留意事項

(1) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書は、返却できません。

(連絡先)

京都府府民生活部男女共同参画課 京都ウィメンズベース

女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進担当

〒604-8187 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビル8階

電 話:075-744-6700・6701

F A X: 075-744-6702

電子メール: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp